

十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に関する規則

平成19年3月2日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村から十勝圏複合事務組合十勝市町村税滞納整理機構（以下「機構」という。）への事案移管等の事務処理及び収入金等の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 徴 収 金 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村民税（個人の道民税を含む。）、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条に規定する国民健康保険料並びに延滞金及び滞納処分費をいう。
- (2) 事案の引継ぎ 市町村から機構への事案の引継ぎをいう。
- (3) 事案の引受け 機構が市町村から引継ぎされた事案の引受けをいう。
- (4) 滞 納 者 納税者でその納付又は納入すべき徴収金をその納付又は納入の期限までに納付又は納入していない者をいう。

(事案の移管に関する協議)

第3条 市町村長と十勝圏複合事務組合長（以下「組合長」という。）は、事案の移管について協議するものとする。

(事案の引継ぎ)

第4条 市町村長は、事案の引継ぎをするときは引継依頼書（別記第1号様式）に引継滞納者に関する滞納情報を添えて、組合長に引継ぎを依頼するものとする。

(事案の引受け)

第5条 組合長は、前条による依頼があり、内容を審査のうえ機構において処理することが適当であると認めるときは、事案を引受けるものとし、引受通知書（別記第2号様式）により市町村長に通知するものとする。

(事案の不受理)

第6条 組合長は、第4条による依頼があった場合で、機構において処理することが適当でないと認めるときは受理しないことができる。この場合、引受不受理通知書（別記第3号様式）により市町村長に通知するものとする。

(滞納者への通知)

第7条 組合長は、引受けた事案の滞納者に対して、滞納税額等引受通知書兼納税催告書（別記第4号様式）を送付するものとする。

(機構における処理期間)

第8条 機構が市町村から引受けた事案の処理期間は、原則として4月から3月までの1年間とする。

2 随時に引受けた事案の処理期間は、原則として翌年の3月までとする。

(事案の処理)

第9条 機構は、引受けた事案について十勝圏複合事務組合同規約第1条に規定する共同で処理する事務を行うものとする。

(引継事案の変更の通知)

第10条 市町村長は、引継事案について変更が生じた場合は次の各号に掲げるところにより、直ちに組合長に通知するものとする。

(1) 調定額の増減、新規課税等により引継税額等に変更が生じた場合は、引継税額等変更通知書(別記第5号様式)による。

(2) 引継税額等以外の事項に変更が生じた場合は、引継事項変更通知書(別記第6号様式)による。

(事案引継ぎの取消し)

第11条 市町村長は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は事案の引継ぎを取消すこととする。この場合、引継取消通知書(別記第7号様式)により直ちに組合長に通知するものとする。

(1) 減額、減免、免除等により租税債権が消滅したとき。

(2) 課税誤びゅうにより賦課が取消されたとき。

(3) その他徴収することが違法となる事実の発生を確認したとき。

2 市町村長は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、組合長と協議のうえ事案の引継ぎを取消することができる。

(1) 賦課又は徴収について訴訟の提起があり、徴収を進めることが不相当であると認められるとき。

(2) 賦課又は徴収について不服申立があり、徴収を進めることが不相当であると認められるとき。

(3) その他事案の引継ぎを取消することが徴収上有利であると認められる状況があるとき。

(事案引受けの取消し)

第12条 組合長は、前条の規定により市町村長から引継取消しの通知を受けた場合は、引受取消通知書(別記第8号様式)により直ちに市町村長に通知するものとする。

(事案処理状況報告)

第13条 組合長は、引受けた事案について次の各号に掲げる事由が生じた場合は、引受処理状況報告書(別記第9号様式)により市町村長に報告するものとする。

(1) 滞納者から不服申立がされたとき。

(2) 滞納者から訴訟の提起がなされたとき。

2 市町村長は、引継いだ事案について必要があるときは、組合長に対して処理状況の報告を求めることができる。

(事案の返還)

第14条 組合長は引受事案について、3月末日に返還するものとし、引受けた事案の滞納者に対して、引受返還通知書(別記第10号様式)を送付するものとする。

2 組合長は滞納処分を停止することが相当であると判断したときは、前項にかかわらず随時に事案を返還するものとする。

3 前2項について引受事案返還通知書（別記第11号様式）により返還するものとする。

（徴収金の受入口座の届出）

第15条 市町村長は、機構が徴収した徴収金を受入れるため受入口座を指定し、受入口座届出書（別記第12号様式）により組合長に届出るものとする。

2 受入口座に変更があった場合も前項と同様とする。

（徴収金の送金）

第16条 組合長は、引受事案の滞納整理により徴収した徴収金を徴収した月の翌月の15日（休日の場合は、その翌日）までに受入口座に送金するとともに、送金通知書（別記第13号様式）を送付するものとする。ただし、3月分については3月末日に送金するものとする。

また、5月分のうち現年度に係る徴収金について、当該市町村長からの申し出があった場合に限り、5月末日に送金するものとする。

2 市町村長は、前項の送金を確認した場合は速やかに送金受領書（別記第14号様式）を組合長へ提出するものとする。

（市町村における徴収金の収納）

第17条 市町村長は、引継事案について市町村が収納した場合は、直ちに引継収納通知書（別記第15号様式）により組合長に通知するものとする。

（委任規定）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年3月2日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。